

施設保育士に求められる「保育士の専門性」

青木幹生・奥 典之

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第66号抜刷）

施設保育士に求められる「保育士の専門性」

Expertise Required for Nursery Teachers in Child Welfare Facilities

青木 幹生¹⁾・奥 典之²⁾

要 約

児童養護施設をはじめとする社会的養育施設には、国家資格である保育士の資格を携えて従事する施設保育士がいる。施設保育士は、保育園等で従事する保育士とはまた違う専門性を獲得し、その専門性を施設現場にて発揮されることが求められている。その特殊的な専門性やその獲得、養成課程において必要なものはどのようなものがあるのか、福祉施設従事者と養成機関教育者との視点も交えながら施設保育士の専門性養成について整理する。

キーワード：施設保育士、保育士養成、保育ソーシャルワーク

はじめに

施設保育士に求められる「保育士の専門性」とは、一体どのようなものなのか。

児童福祉法によると、「保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とするもの」¹⁾とされている。主に、保育所等で従事する保育士が多数ではあるが、児童養護施設等で従事する施設保育士も存在する。ここで筆者らは、施設保育士とは、保育所以外の児童福祉施設に従事する保育士のこととし、論じていく。この施設保育士に求められる保育士の専門性とは、一体どのようなものがあるのだろうか。

この施設保育士としての専門性は、福祉現場及び養成機関としての教育現場において、施設実習や養成校から施設現場への就職という場面で、何度も取り上げられ議論されてきた。そういった議論の中で、施設保育士としての専門性についての明確な定義づけはされてきたのだろうか。そして、そういった定義をもとに、施設保育士の専門的養成は行われてきたのだろうか。

今回は、特に施設の現場に従事し、実際の支援を行っている施設保育士に着目し、その専門性とその根底に流れる共通的なものについて、福祉現場及び（保育士）養成教育現場からの視点から整理し、専門性の養成とそのあり方について探っていくこととする。

（青木）

1 文献による問題の所在などその整理

渡邊・横川・鈴木（2012）は施設保育士教育のあり方に関する研究のなかで、施設保育士の役割や機能が明らかでないことを指摘している²⁾。児童養護施設で働く施設保育士の現状については、大森・太田（2015）による施設保育士の養護に関する不安を柱にしたアンケート調査の分析研究が大変興味深い。それによると、児童養護施設で働く施設保育士が高い効力不安感（子どもの人とかかわる力の育ちに望ましい変化を与えることができないという施設保育士の実現不可能性の認知）を感じており、「施設保育士の専門性」の再構築が重要であると述べている。また、施設保育士の専門性の構造化に関する研究が見当たらないと

もに、「保育士養成課程において社会福祉施設の現場で求められる施設保育士の専門性の学びの不足が憂慮される」とも指摘している³⁾。これらの重要な課題に対して、筆者はこれまでにいくつかの論文で保育士養成において保育ソーシャルワークの重要性について述べてきた。大森ら(2015)の効力不安感の定義は、そのままソーシャルワークの実践的な定義である「ソーシャルワーカーとクライアントとの専門的信頼関係によって、クライアントを望ましい形に変化させていく」⁴⁾というものとの関連性の深さを考えるのである。保育ソーシャルワークとは何かについては、保育ソーシャルワーク学会の伊藤(2007)によると「子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするものであるといえるであろう。ただし、ソーシャルワーク論の保育への適用ではなく保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論、実践として考究されていくことが望ましい」と述べている⁵⁾。「保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論、実践として考究」という内容については異なる意見も見られるが、筆者はソーシャルワークに対する基本的な捉え方において伊藤(2007)の論に賛同する。

小川(2015)の児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能についての研究では、保育ソーシャルワークの必要性について述べたものであるが、その必要性が保育所保育士を中心にしたものが大部分であり、施設保育士に関して述べたものは極めて少ないと指摘している⁶⁾。また、これらについては前出の渡邊ら(2012)も、保育所よりもっと施設保育士の方が保育ソーシャルワークによる支援が必要であるにも関わらず、ソーシャルワークもしくはソーシャルワーク機能が明らかでないということを研究のなかで指摘している²⁾。

他に、藤岡(2006)や趙(2014)は、児童養護施設の援助者の共感満足・疲労について、「被虐待児との関わりの中で、援助技術としての関係性構築・共感的理解が大事であり、援助的な専門性を用いれば用いる

ほど、共感的疲労にさらされやすいとし、ソーシャルワークの支援が必要であると同時に、「子どものトラウマにふれる援助者も同じようなストレスにさらされる危険性を指す共感疲労をもちやすく」、施設内での研修・スーパービジョンの必要性があると述べている^{7) 8)}。

これまでに述べてきたことを整理すると、実際に児童養護施設等の児童福祉施設等に保育士として就職したにも関わらず、養成校で学んだ保育士の専門性だけでは十分に対応できずに困っている施設保育士の現実がこれらの研究のなかから明らかになっているといえる。

しかし、施設保育士の専門性に関する研究が少ないことも今回、文献を探す中で分かった。そして、これらの深刻な課題に対して、有効な学びのひとつとして保育ソーシャルワークが考えられるということであるが、施設での研修やスーパービジョンが必要であるといえよう。

施設保育士の専門性が保育士全体の専門性のなかでどう捉えられてきたかについては、全国保育士養成協議会が専門委員会を設けて、その現状と課題を検討して整理を続けている。2003年の専門委員会では主に文献から見た保育士の専門性についての検討を行っており、それによると『『保育士の専門性』に関する明確な回答を導き出せない現状が見えてきており、概念を整理して共通の土俵を形成する必要性を課題としてあげることができる』としている⁹⁾。これらの検討は継続して続けられ、2005年の専門委員会では「保育士の専門性に関して検討する共通の土俵が存在しないこと」の課題の検討が行われており⁹⁾、そこから「施設保育士の専門性」に関する内容をあげると、保育士の独自性を考える際の課題の中に重要な項目が見られる。まず、保育所と保育所以外の児童福祉施設等では保育士の専門性に違いはあるのかという点であり、その違いの有無については明確化されていない、とある。そして、この点については同様な実践を行う時の多職種との違いはどこにあるのか、とも述べられている。次に、保育士はケアワーカーなのかソーシャルワー

カーなのかという点があり、保育士は社会福祉分野の専門職としての位置づけが確認されているが、このどちらなのか、どちらでもあるのか、もしくはどちらでもないのかに対する明確化が必要である、と述べられている⁹⁾。これらの点は、施設保育士の専門性を考えるうえでどうしても明確化しなければならない重要な課題である。

(奥)

II ノーマライゼーションと専門性

1. 施設保育士の専門性とは

「この人はセンスがある」、「この学生さんは施設向きだ」等といった言葉が、児童福祉施設の現場で聞かれることがある。主に、その施設で何らかの形で従事している方に向けられたある意味では評価めいた言葉であると想像しやすい。この言葉により、現場ではその従事者に対しての評価や仕事の与えられ方も変わってくるのが実際である。実際に現場で働いている従事者であるとする、さらに責任ある仕事を任されたり、その能力をさらに高める学びの機会が与えられたりすることもある。ところがである。この問いの中に出てきたセンスや資質といった基準は、何を根拠としてその評価の基準とされているのだろうか。

評価の基準は、施設の属する地域、組織を形成してきた過程、培ってきた文化、理念、様々な事柄が時間と空間の中で統合されて基準となり、今、そしてこれからの将来を目指しての人材確保、およびその育成への足掛かりともなってくる。ただ、筆者の知りうる範囲では、そのような評価の基準が、それぞれの施設において科学的かつ明確に示されていないことが多いことには大きな疑問を持たざるを得ない。加えて、現場における評価の不安定さがゆえに、保育士養成課程における教育は、ある意味、ある一定のゆらぎを感じざるを得ないものになっているのも紛れもない事実である。

児童福祉の専門職を養成する場合は、現場の施設だけではない。保育士養成課程を基に、保育士を養成する養成校も、児童福祉専門職の養成に大きな役割を担っている。直接的な施設現場との接触の機会となる施設

実習以前から、児童福祉に携わる専門職として必要な知識と技術の獲得や、それを支える倫理観の丁寧なる育成が時間をかけて行われている。ここに出てきた知識、技術、倫理観といった3つの柱は、専門職として当然備えないといけない能力の中核、つまり専門性の根拠であると位置づけられる。この3つの柱を基に施設現場でも評価及び育成が行われていれば、非常に有効な児童福祉専門職の養成が養成校と実習現場としての施設で行われているということになる。翻っていえば、そのように養成校と施設現場との養成方向に一致がみられると、施設現場での就職を考え、就職後もその能力をいかんなく発揮することができる。児童福祉の専門職を希望する学生にとっては、最善の養成機関に巡り合うことができたことにもなるであろう。

その方向性の基にあるもの、それこそまさに、一般的に理念といわれているものではないだろうか。相互に存在する概念を、共通の考えとして結び付け、ゆるぎなく存在する理念。その存在があるからこそ、そこにつらなる人たちの方向性が定まり、結果、専門性が確固として確立されていくのではないだろうか。

2. 共通的な考え方としてのノーマライゼーション

根本的な部分での一致を紐解いていくために、養成校と福祉現場の双方に流れる共通的なものについて考えてみる。

共通的なものとして挙げられるのは、まず「福祉」である。この福祉という言葉に関しては、まさに普遍的なものであり、世の中の多くの人が口にする一般的な言葉のひとつでもある。ただし、普遍的かつ一般化されているように受け止めることも出来るが、実際にその言葉の中に入ってしまうと、その言葉の範囲はとてつもなく広いようで実は狭いということにも気づくことが出来る。

そのようにある程度範囲の定められたような「福祉」という考え方の中から、新たな産声をあげ、その枠を引き破って飛び出そうとした理念のひとつに、「ノーマライゼーション」がある。ノーマライゼーションの考え方自体は、主にしょうがい者福祉の考え方として

産まれてきたが、近年は、様々な福祉の現場においても、とても重要なコア理念としてその根幹に据え置かれることが多くなってきている。

ノーマライゼーションは、しょうがい者を排除するのではなく、しょうがいを持っていてもしゃべりやう者と当たり前のように生活できるような社会こそが、通常の社会であるといった考え方としてスタートしている。加えて、筆者が師事した河東田 博（以下、河東田）の考え方について、河野（2014）は、「福祉あるいは教育・医療は、当事者を中心とすべきであり、当事者の意思が反映され、その自律性が促されるべきである」¹⁰⁾とし、その範囲を福祉よりももっと大きなコア的理念として設定している。まさに、どのような障壁をも超えようとし、人権をもとにつなげていこうとするノーマライゼーションの理念こそ、まさに普遍的かつ一般的な考えにもなりうる強烈な個性をともなった理念であるといえるのである。

このノーマライゼーションの理念及びその具現性を検証し、明らかにしていくことにより、先に述べた疑問及びその課題についても解決の糸口が見えてくるのではないかと考える。そして、対人援助および相談援助に携わる、これからの児童福祉専門職としての施設保育士が備えないといけない専門性についての大きな鍵が見いだせるようになるのではないだろうか。

3. 専門性としての保育ソーシャルワーク

ノーマライゼーション理念の具現化には、間違いなく共通する理念をベースとした地域理解の醸成と地域行政のサポートは不可欠である。そのような環境において、児童福祉専門職としての施設保育士が、「小さくされた人たち」¹¹⁾を主体とし、ゆるぎなくかつ当たり前のように、実際的に寄り添っていくためにも、ノーマライゼーションの理念を礎とした実際的な支援技術の確立が、今、とても必要であると考え。つまり、様々な視点と技術を兼ね備え、その特殊なニーズにも応えることのできる専門性としての「保育ソーシャルワーク」がそれであるといえる。

特に近年、児童養護施設に代表される社会的養育施

設は、関係する施設職員などが集まる会等において、その特殊な支援環境から時に野戦病院と比喩されることがある。銃弾が飛び交うような戦場において、自らの命を省みず、目の前にある尊い大勢の命を救うべく奮闘する医療従事者達の姿が、様々な困難性から救出され、それにともなう複雑化されたニーズに立ち向かう施設保育士の姿と重なるのだとされている。

実際、施設保育士における専門性の獲得は、その多くが現場に委ねられており、新たに着任する施設保育士は、むしろ十分な専門性を備えないうちから現場に赴くことも多い。

だからこそ、実際的な支援の専門的技術と、地域支援視点の両方を兼ね備えた児童福祉専門職としての施設保育士の、特別のかつ専門的な養成が、国を挙げて急務であると考え。そして、保育ソーシャルワークの理論化、それに基づくより専門的な養成カリキュラムの構築が実現することによって、保育士という国家資格を携えた、その中でも施設保育士としてのゆるぎない専門性の強化と相応の評価が見いだせるようになるのではないだろうか。

（青木）

おわりに

これまで施設保育士の専門性に関する問題の所在について、少ない研究ではあるがそれらを基にして述べてきた。そしてそれを承けての「社会福祉分野の専門職」としての位置づけの確認から、従来の福祉の枠を超えたノーマライゼーションの理念を実現していく事こそが重要であり、そのためには保育ソーシャルワークの理論の確立が必要になるであろうという事を述べてきた。これらが保育士の専門性に資すると思われるからである。

高井・森（2015）は、児童養護施設保育士の専門性についての研究のなかで、「保育士—特に施設保育士の専門性は、どのような位置付けになっていくのだろうか。子どもの育ちに視点をおいた保育の議論からどこか置き去りにされていないだろうか」と述べているが¹²⁾、筆者らも今回の研究では触れていないが様々な

保育士全般の専門性に関する文献を見るなかでそう感じるが多かった。今後はその部分も含めて多角的に見ていく事が重要であるとする。

(奥)

12) 高井由起子・森 知子 児童養護施設保育士の専門性にかかわる一考察—児童養護施設職員への保育実習に関するインタビュー調査結果から—関西学院大学教育学論究 第7号, pp.63-70, 2015年

註

- 1) 厚生労働省編 保育所保育指針解説 フレーベル館 pp.356, 2018年
- 2) 渡邊瑞穂・横川剛毅・鈴木俊彦 施設保育士養成教育のあり方に関する基礎研究 和泉短期大学研究紀要 第32号, pp.1-8, 2011年
- 3) 大森弘子・太田仁 社会的養護を果たす保育士の役割と効力不安について 佛教大学社会福祉学部論集 第11号, pp.1-10, 2015年
- 4) スン・レイ・ブー コミュニティ・ソーシャルワークの基礎—ソーシャルワーカーは地域をどう変えていくのか?—トムソンラーニング pp.10, 2002年
- 5) 伊藤嘉余子 児童養護施設におけるレジデンシャルワーク 施設職員の職場環境とストレス 明石書店 2007年
- 6) 小川恭子 児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能—日常生活支援を通して—藤女子大学人間生活学紀要 第52号, pp.91-100, 2015年
- 7) 藤岡孝志 福祉援助職のバーンアウト、共感疲労、共感満足に関する研究—二次的トラウマティックストレスの観点からの援助者支援—日本社会事業大学研究紀要 第53号, pp.27-52, 2006年
- 8) 趙 正祐 児童養護施設の援助者支援における共感満足・疲労に関する研究—CSFの高低による子どもとの関わり方の特徴から—社会福祉学 第55巻 第1号, pp.76-88, 2014年
- 9) 全国保育士養成協議会専門委員会 保育士養成システムのパラダイム転換—新たな専門職像の視点から—保育士養成資料集 第44号, pp.111, 2006年
- 10) 河野哲也 立教社会福祉ニュース 立教大学社会福祉研究所 第39号, pp.1, 2014年
- 11) 本田哲郎 釜ヶ崎と福音—神は貧しく小さくされた者と共に—岩波書店 2015年